

運動部活動に関する通知等

児童生徒の運動競技について（通知）平成14年3月11日付け教体第1958号

教体第1958号
平成14年3月11日

各県立学校長

教育長 田 中 力 男

児童生徒の運動競技について（通知）

このことについて、これまで昭和55年3月25日付け教体第719号「児童・生徒の運動競技について」によって、適正な運用をお願いしてきたところです。

ところで、文部科学省におきましては、各地域や学校における主体的かつ積極的な活動を推進することとし、児童生徒の運動競技については各教育委員会や学校の判断で行われることが適当であることから、平成13年3月30日付け12文科ス第160号文部科学事務次官通知により国の基準を廃止いたしました。

このことから、児童生徒の発達段階やバランスのとれた生活が考慮され、より適正な児童生徒の運動競技活動及び大会参加がなされるよう、このたび別添の指針「児童生徒の運動競技について」を定めましたので通知します。これに伴い、昭和55年3月25日付け教体第719号は廃止します。

については、この指針に基づき適正な運用がなされるようお願いいたします。

なお、下記の団体に別途協力を依頼したので申し添えます。

記

熊本県小学校長会

熊本県中学校長会

熊本県公立高等学校長会

熊本県私立中学高等学校協会

熊本県小学校体育連盟

熊本県中学校体育連盟

熊本県高等学校体育連盟

熊本県高等学校野球連盟

熊本大学

国立高等専門学校

熊本県PTA連合会

熊本県公立高等学校PTA連合会

財団法人熊本県体育協会

熊本県体育指導委員協議会

教体第1958号
平成14年3月11日

各教育事務所長

教育長 田 中 力 男

児童生徒の運動競技について（通知）

このことについて、これまで昭和55年3月25日付け教体第719号「児童・生徒の運動競技について」によって、適正な運用をお願いしてきたところです。

ところで、文部科学省におきましては、各地域や学校における主体的かつ積極的な活動を推進することとし、児童生徒の運動競技については各教育委員会や学校の判断で行われることが適当であることから、平成13年3月30日付け12文科ス第160号文部科学事務次官通知により国の基準を廃止いたしました。

このことから、児童生徒の発達段階やバランスのとれた生活が考慮され、より適正な児童生徒の運動競技活動及び大会参加がなされるよう、このたび別添の参考資

料「児童生徒の運動競技について」を作成いたしました。

については、貴管内市町村教育委員会が、指針策定の参考とするなど、児童生徒の適正な運動競技の実施のために活用するよう、取り計らい願います。

なお、昭和55年3月25日付け教体第719号は廃止します。

児童生徒の運動競技について

児童生徒の体力・運動能力の低下や体験不足が指摘される中、児童生徒が参加する運動競技は、生涯にわたってスポーツに親しむ資質や能力を育て、健康の増進と体力の向上を図るだけでなく、児童生徒の自主性、協調性、責任感、連帯感を育成するなど、教育的効果は極めて大きい。

このような教育的効果が発揮されるためには、児童生徒の発達段階やバランスのとれた生活を考慮することが必要であり、児童生徒の運動競技が適正に行われるよう、次のとおり指針を示す。

なお、この指針は、学校教育活動の円滑な実施という見地から、主に児童生徒が学校教育活動の一環として運動競技会へ参加する場合の判断基準、及び運動競技会参加に当たっての配慮事項を示したものである。

児童生徒の運動競技に関する指針

1 学校教育活動としての運動競技会への参加について

(1) 主催団体等及び参加に当たっての注意事項

ア 高等学校及び盲、聾、養護学校の児童生徒が参加する学校教育活動の一環としての運動競技会は、国、地方公共団体若しくは学校体育団体の主催又はこれらと関係競技団体との共同主催を基本とする。

ここでいう学校体育団体とは、小学校体育連盟、中学校体育連盟、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟を指し、地方公共団体とは教育委員会等を指すものとする。なお、地域により学校体育団体が組織されていない場合は、その地域の校長会がそれに代わることは差し支えない。

また、新聞社や放送会社等も共催者として加わっていることは差し支えないが、上級学校が下級学校の児童生徒を対象として開催する運動競技会に参加することは望ましくない。

イ 主催団体が運動競技会の規模、日程などにおいて児童生徒の心身の発達からみて無理がないよう配慮した大会であること。

ウ 学校は運動競技会に参加する者について、本人の意志、健康、学業及び参加に要する経費などに十分配慮するとともに、保護者の理解をも十分得るようにすること。

(2) 運動競技会への参加回数等

ア 盲、聾、養護学校小学部の児童が参加する運動競技会の開催地域及び各競技ごとの参加回数は、特に児童の心身の発達からみて無理のない範囲という観点から、原則として県内における参加とする。

この場合、同一市町村又は隣接市町村程度の地域（熊本市又は教育事務所の管轄区域）内における大会は、小学校体育連盟の主催大会年1回、共催大会年1回程度が望ましい。

イ 盲、聾、養護学校中学部の生徒が参加する運動競技会の開催地域及び各競技ごとの参加回数は、学校運営や生徒のバランスある生活に配慮する観点から県内における参加を基本とし、県大会への参加は中学校体育連盟の主催大会年1回、共催大会年2回程度が望ましい。

また、地方ブロック大会及び全国大会については、各競技につき、それぞれ年1回程度が望ましい。

ウ 高等学校及び盲、聾、養護学校高等部の生徒が参加する運動競技会の開催地域及び各競技ごとの参加回数は、学校運営や生徒のバランスある生活に配

慮する観点から、県大会への参加は高等学校体育連盟の主催大会年2回、共催大会年2回程度が望ましい。

また、地方ブロック大会及び全国大会については、各競技につき、それぞれ年2回程度が望ましい。

エ このほか、体力に優れ、競技水準の高い生徒が、国、地方公共団体又は財団法人日本体育協会の加盟競技団体が主催する全国大会で、広く一般から競技水準の高い者を選抜して行うものに参加する場合、学校教育活動の一環として取り扱うことは差し支えない。また、盲、聾、養護学校中学部の生徒については、国及び財団法人日本体育協会ほか関係団体が合意したものに限り、学校教育活動の一環として参加させることが望ましい。

なお、ここで言う競技水準の高い者を選抜して行う全国大会とは、国民体育大会、日本選手権大会、国内で開催されるジュニア世界選手権大会等を指すものとする。

また、特に教育的配慮から、盲、聾、養護学校の児童生徒が県内及び県外における盲、聾、養護学校の児童生徒を対象とした大会に参加する場合は、学校教育活動の一環として取り扱うことができる。

オ 入場料を徴収しない大会であることが望ましいが、入場料を徴収する運動競技会に参加する場合は、事前に主催者と教育委員会において入場料徴収について協議した大会であること。

2 学校教育活動以外の運動競技会への参加について

学校教育活動以外の運動競技会（国外における競技会や遠征合宿を含む。以下「大会等」という。）に児童生徒が参加するに当たっては、保護者が十分責任を持つものであるが、学校としても、保護者及び関係競技団体と連携して、児童生徒が大会等に参加する状況を把握するとともに、次のことに配慮することが望ましい。

(1) スポーツ障害保険等に加入し参加することが望ましい。

(2) 指導者又は引率者は、児童生徒の健全育成を図るため、大会等の趣旨、規模、日程、参加回数等が学業に支障がないことを確認するとともに、経費や引率責任者等の問題があるので、保護者と十分協議することが望ましい。

(3) 参加に当たっては、主催者が次のことに十分配慮した大会等であることが望ましい。

ア 経費負担の軽減

イ 学業への配慮

ウ 災害補償のための配慮

3 国外において開催される大会等に児童生徒が参加する場合、校長は県教育委員会に別紙様式により事前に報告するものとする。

4 その他

児童生徒の運動競技については、児童生徒の生活及び成長の上からバランスがとれた活動となるよう、十分配慮すること。

※別紙様式前掲

県立学校における運動部活動に関する届出について（通知）平成14年3月20日付
け教体第2007号

教体第2007号
平成14年3月20日

各県立学校長 様

教育長 田 中 力 男

県立学校における運動部の活動に関する届出について（通知）

このことについては、これまで「熊本県立学校管理規則」（昭和32年11月9日付け教育委員会規則第6号）及び「児童・生徒の運動競技について（基準）」（昭和55年3月25日付け教体第719号）に基づく適正な対応をお願いしてきたところですが、平成14年3月11日付けで「児童・生徒の運動競技について（基準）」を廃止し、「児童生徒の運動競技について（指針）」（教体第1958号）を示しました。

については、県立学校における運動部の活動に関する届出を下記のとおり定めましたので通知します。

記

- 1 県外で行われる運動競技会に参加する場合は、別紙様式1により届け出ること。ただし、全国高等学校総合体育大会は除く。
- 2 県外において練習試合、合宿等を実施する場合は、別紙様式2により届け出ること。

※別紙様式1、2前掲

中学生の国民体育大会への参加について（平成17年12月22日付け17文科ス第
327号文部科学省スポーツ・青少年局長、文部科学省初等中等教育局長通知）

中学生の国民体育大会への参加については、平成6年1月17日付け文体体第162号「中学生の国民体育大会への参加について」により、一部の競技について、中学校第三学年に在学する生徒に限り参加を認めてきましたが、このたび、文部科学省、財団法人日本体育協会及び関係団体が協議した結果、第61回国民体育大会（兵庫県）から、別紙のとおり実施されることとなりました。

については、各位におかれては、下記事項に御留意の上、今後とも生徒の競技活動が活発かつ適切に行われるよう御協力願います。また、中学生の参加を認める競技の拡大については、今後、文部科学省、財団法人日本体育協会及び関係団体において、計画的・継続的に協議することとしている旨、申し添えます。

本通知の発出に伴い、「中学生の国民体育大会への参加について」（平成6年1月17日付け文体体第162号）は、廃止することとします。

以上のことについて、都道府県教育委員会におかれては、管内の市（区）町村教育委員会に対して、各都道府県私立学校主幹課におかれては、所轄の私立学校に対して、国立大学法人におかれては、附属学校に対して周知くださるよう、併せてお取り計らい願います。

記

- 1 中学生の国民体育大会（予選会を含む。以下同じ。）への参加については、生徒

の個性・能力の伸長、競技力の向上の見地から、生徒の心身の発育・発達、学校教育への影響に配慮しつつ、体力に優れ、著しく競技水準の高い者に限って参加を認めるものであること。

- 2 生徒の国民体育大会への参加が、当該生徒の心身の発育・発達の状況、学校教育への影響等を総合的に勘案し、教育上有意義であると認められる場合には、校長は学校教育活動の一環として参加させることができるものであること。その際、授業の出欠については、「出席」扱いとすることが適当であること。
- 3 学校教育活動の一環として国民体育大会に参加させる場合には、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となること。
- 4 生徒のブロック予選又は本大会への参加に要する経費は、原則として各都道府県の選手派遣母体によって支弁されるものであること。

中学生の国民体育大会への参加を認める範囲について（平成20年12月18日付け20文科ス第398号文部科学省スポーツ・青少年局長通知）

中学生の国民体育大会への参加を認める範囲について（通知）

このことについて、平成18年12月20日付け18文科ス第375号別紙により通知しているところですが、このたび、文部科学省、財団法人日本体育協会及び関係団体が標記のことについて協議した結果、別紙に改めることとし、第64回国民体育大会（平成21年）から実施されることとなりましたので通知します。

については、都道府県教育委員会におかれては、管内の各市（区）町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の私立学校に対して、国立大学法人におかれては、附属学校に対して周知くださるようお願い計らい願います。

なお、中学生の参加を認める範囲の拡大については、今後も文部科学省、財団法人日本体育協会及び関係団体が、計画的・組織的に協議することとしている旨、申し添えます。

（別紙）

中学生の国民体育大会への参加を認める範囲について

1 対象競技

競 技	種 目	種 別	備 考	
水泳	競泳	少年B	第49回から実施	
スケート	フィギュア	少年		
体操	体操競技	少年		
陸上競技		少年B		
カヌー	ワイルドウォーター	男子	第61回から実施	
	スラロームレーシング	女子		
	フラットウォーター	少年		
ゴルフ		少年男子、女子	第62回から実施	
サッカー		少年男子、女子		
卓球		少年		
テニス		少年		
ボウリング		少年		
ソフトテニス		少年		
フェンシング		少年		
アーチェリー		少年		
スキー		少年		
セーリング		少年		
馬術		少年		
水泳	飛込	少年		第64回から実施
	シンクロナイズドスイミング	少年女子		
山岳		少年		

2 参加学年 第3学年

小学校、中学校及び高等学校における運動部活動の指針について（通知）平成19年
2月1日付け教体第1193号

教体第1193号
平成19年2月1日

各県立学校長 様

教 育 長

小学校、中学校及び高等学校における運動部活動の指針について
（通知）

中学校及び高等学校における運動部活動については、「中学校及び高等学校における運動部活動について」（平成10年2月16日付け教体第1544号）をもって、適切な指導をお願いしてきたところです。

このたび、小学校、中学校及び高等学校における運動部活動の充実を図るため、別添のとおり「小学校、中学校及び高等学校における運動部活動の指針」を定めましたので通知します。

ついては、この指針に基づき、一層適正で魅力ある運動部活動が展開されるようお願いいたします。

教体第1193号
平成19年2月1日

各教育事務所長 様

教 育 長

小学校、中学校及び高等学校における運動部活動の指針について
（通知）

中学校及び高等学校における運動部活動については、「中学校及び高等学校における運動部活動について」（平成10年2月16日付け教体第1544号）をもって、適切な指導をお願いしてきたところです。

このたび、小学校、中学校及び高等学校における運動部活動の充実を図るため、別添のとおり「小学校、中学校及び高等学校における運動部活動の指針」を定めましたので通知します。

ついては、貴管内市町村教育委員会が指針策定の参考とするなど、この指針に基づき、適正で魅力ある運動部活動が一層展開されるよう指導願います。

本県の中・高等学校段階における「運動部活動の在り方に関する方針」について（通知）平成30年4月10日付け教体第42号

教体第42号
平成30年4月10日

関係県立学校長 様

教 育 長

本県の中・高等学校段階における「運動部活動の在り方に関する方針」について（通知）

このことについて、本県においては、平成19年2月に策定した「小・中・高等学校における運動部活動の指針」（平成27年3月改正。以下、「指針」という。）を

もって、適切な指導をお願いしてきたところです。

このたび、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、別添のとおり、中学校の指針を一部改正しました。

つきましては、中学校段階の運動部活動については、指針及び別紙「中学校段階における運動部活動改革のための取組チェックシート」を参考に、学校総体として改革に取り組むようお願いいたします。

なお、中学校の指針に新たに示した「学校の設置者が定める大会数の上限となる目安等」については、追って連絡します。

また、高等学校においては、県の指針を改めて示すまでの当面の間、既存の指針を運用することとしましたので、引き続き、既存の指針に沿った適正で魅力ある運動部活動に取り組むようお願いいたします。

教体第42号
平成30年4月10日

各教育事務所長 様

教 育 長

本県の中・高等学校段階における「運動部活動の在り方に関する方針」
について（通知）

このことについて、本県においては、平成19年2月に策定した「小・中・高等学校における運動部活動の指針」（平成27年3月改正。以下、「指針」という。）をもって、適切な指導をお願いしてきたところです。

このたび、スポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」に則り、別添のとおり、中学校の指針を一部改正し、高等学校においては当面の間、既存の指針を運用することとしました。

つきましては、貴管内の各市町村教育委員会及び各中・義務教育学校（八代教育事務所は八代支援学校を含む。）に周知するとともに、運動部活動の改革に取り組む市町村教育委員会及び学校に対して、別紙「中学校段階における運動部活動改革のための取組チェックシート」を参考に指導及び支援をお願いいたします。

なお、小学校においては、社会体育移行前まで、既存の指針を運用することを申し添えます。

教体第42号
平成30年4月10日

関係県立高等学校長 様

教 育 長

本県の中・高等学校段階における「運動部活動の在り方に関する方針」
について（通知）

このことについて、本県においては、平成19年2月に策定した「小・中・高等学校における運動部活動の指針」（平成27年3月改正。以下、「指針」という。）をもって、適切な指導をお願いしてきたところです。

このたび、スポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されたことにより、現在、本県では、高等学校の指針の改正を検討しております。

つきましては、高等学校においては、県の指針を改めて示すまでの当面の間、既存の指針を運用することとしましたので、引き続き、既存の指針に沿った適正で魅力ある運動部活動に取り組むようお願いいたします。

なお、中学校においては、別添のとおり、一部改正したことを申し添えます。

※別紙省略

中学校段階における県立学校の運動部活動が参加する大会数の上限となる目安等について（通知）平成30年5月28日付け教体第343号

教体第343号
平成30年5月28日

関係県立学校長 様

教 育 長

中学校段階における県立学校の運動部活動が参加する大会数の上限となる目安等について（通知）

平成30年4月10日付け教体第42号で通知した「学校の設置者が定める大会数の上限となる目安等」については、下記のとおりとします。

つきましては、生徒の教育上の意義及び生徒や運動部活動顧問の過度な負担とならないことを考慮して、各運動部活動が参加する大会を精査するようお願いします。

記

- 1 中学校段階における各運動部活動が1年間に参加する中学校体育連盟主催及び共催以外の大会数の上限は、10回とする。
- 2 中学校体育連盟主催及び共催の大会並びに国民体育大会等の競技水準の高い者を選抜して行う全国大会については、中学校における運動部活動の指針のとおりとする。

運動部活動における熱中症事故の防止等について（通知）平成30年7月26日付け教体第668号

教体第668号
平成30年7月26日

各県立学校長 様

教 育 長

運動部活動における熱中症事故の防止等について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、平成30年7月20日付け30ス庁第262号でスポーツ庁次長から依頼がありました。

つきましては、運動部活動における熱中症事故の防止等、児童生徒の安全確保を徹底するため、別添のとおり、小・中・高等学校における「運動部活動の指針」を一部改正しましたので、貴校職員に周知するとともに、万全の対策を講じるよう指導願います。

なお、県立中学校及び中学部に運動部活動がある特別支援学校においては、「学校の運動部活動に係る活動方針」に、熱中症事故の防止等について明記する等、適切な対応をお願いします。

また、別紙写しのとおり、熊本県小・中・高等学校体育連盟会長、熊本県高等学校野球連盟会長及び熊本県体育協会会長に対して依頼したことを申し添えます。

教体第668号
平成30年7月26日

各教育事務所長 様

教 育 長

運動部活動における熱中症事故の防止等について（通知）

このことについて、別添写しのとおり、平成30年7月20日付け30ス庁第262号でスポーツ庁次長から依頼がありました。

つきましては、運動部活動における熱中症事故の防止等、児童生徒の安全確保を徹底するため、別添のとおり、小・中・高等学校における「運動部活動の指針」を一部改正しましたので、貴管内の各市町村教育委員会及び各学校に周知するとともに、万全の対策を講じるよう指導願います。

なお、市町村教育委員会においては、「設置する学校に係る運動部活動の指針」に、中学校及び義務教育学校においては、「学校の運動部活動に係る活動方針」に、熱中症事故の防止等について明記する等、適切な対応を図るよう指導願います。

また、別紙写しのとおり、熊本県小・中・高等学校体育連盟会長、熊本県高等学校野球連盟会長及び熊本県体育協会会長に対して依頼したことを申し添えます。

※別紙写し省略

※「中・高等学校における運動部活動の指針」前掲

「高等学校段階における運動部活動の指針」について（通知）平成31年（2019年）3月7日付け私振第992号、教体第1528号

私振第992号
教体第1528号
平成31年（2019年）3月7日

各学校法人理事長
関係県立学校長
熊本市教育長
八代市教育長 } 様

熊本県総務部長
熊本県教育長

「高等学校における運動部活動の指針」について（通知）

このことについて、平成30年3月にスポーツ庁が示した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「国のガイドライン」という。）に則り、別添1のとおり「高等学校における運動部活動の指針」（以下、「本指針」という。）を策定しました。

本指針にある【1 高等学校における運動部活動の意義と留意点】が運動部活動において実現されることは、県内全ての生徒にとって等しく重要であることから、本指針は、学校設置者の違いにかかわらず、共通の指針として位置付けられています。

つきましては、国のガイドライン及び本指針に則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、下記のとおり速やかに取り組んでいただきますようお願いいたします。

なお、平成19年2月に策定した「高等学校における運動部活動の指針」（平成30年7月改正）（以下、「旧指針」という。）は廃止します。ただし、各学校においては、別紙1のスケジュールのとおり、本指針に基づき「学校の運動部活動に係る活動方針」（以下、「学校の方針」という。）を策定するまでは、旧指針により活動ができることを申し添えます。

記

1 私立学校

(1) 高等学校を設置する学校法人は、国のガイドライン及び本指針に則り、「設置する学校に係る運動部活動の方針」（以下、「設置者の方針」という。）を速やか

に策定する。

- (2) 学校法人が設置する高等学校の校長は、設置者の方針に則り、学校の方針を別紙1のスケジュールのとおり策定する。また、学校の方針の策定に当たっては別紙2を、運動部顧問が作成する年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績の作成に当たっては、別紙3～5を参考にする。

2 県立学校

- (1) 高等学校及び高等部に運動部活動がある特別支援学校の校長は、本指針に則り、学校の方針を別紙1のスケジュールのとおり策定する。また、学校の方針の策定に当たっては別紙2を、運動部活動が作成する年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実勢の作成に当たっては別紙3～5を参考にする。
- (2) 本指針に新たに示した「学校の設置者が定める大会数の上限となる目安等」については、追って連絡する。

※別添1 前掲

※別紙1 省略

※別紙2～5 前掲

教育活動における児童生徒輸送の交通手段について（通知）令和元年（2019年）

7月23日付け教高第652号、教義第365号、教特第239号、教体第558号

教高第652号

教義第365号

教特第239号

教体第558号

令和元年（2019年）7月23日

各県立学校長 様

教 育 長

教育活動における児童生徒輸送の交通手段について（通知）

部活動の大会等参加における交通手段については、平成25年（2013年）3月13日付け教体第1431号で通知し、安全な交通手段の確保に努めてきたところですが、先日、県南の学校が使用した業者が道路運送法違反（無許可経営）容疑により逮捕されるという事案が発生しています。

つきましては、部活動を含む教育活動全般における児童生徒の安全・安心な交通手段確保の徹底を図るため、所属職員に対し、上記通知文に加え、下記について周知徹底するとともに、厳守するよう指導願います。

記

- 1 貸切バス等を利用する場合は、道路運送法にもとづく運輸局長の許可（緑ナンバー）を得ている業者であることを確認する。
- 2 白ナンバーの貸切バス等（マイクロバス、タクシー）による送迎において、業者が運転したり、運転者を斡旋したりする行為は、道路運送法違反であることを認識し、利用しない。

※通知及び資料

- ・平成25年（2013年）3月13日付け教体第1431号（別紙写し参照）
「部活動の大会等参加における交通手段について」
- ・国土交通省資料（別紙参照）
「白ナンバーバスによる次の行為は法律で禁止されています。」

教体第1431号

写

平成25年3月13日

各県立学校長 様

教 育 長

部活動の大会等参加における交通手段について（通知）

このことについては、平成21年7月14日付け教体第519号で通知し、事故防止に努めてきたところですが、その後、本県においても教職員がマイクロバスを運転し、事故を起こすという事案が発生しています。

については、なお一層の事故防止の徹底を図るため、所属職員に対し、下記について周知徹底するとともに、厳守するよう指導願います。

なお、これに伴い、平成21年7月14日付け教体第519号は廃止します。

記

- 1 部活動の大会参加、練習試合及び合宿等における交通手段は、公共交通機関を原則とする。
- 2 校長が公共交通機関の利用が困難であると判断し、生徒の輸送に関してマイクロバス等の使用を許可した場合は、次の事項について厳守する。
 - (1) 運行計画を作成し、事前に校長の許可を得、保護者の承諾を得ること。
 - (2) 教職員は運転しないこと。
 - (3) 運転手については、第二種免許取得者とする。ただし、やむを得ずそれ以外の者が運転する場合は、事前に登録された者とし、安全に対する十分な指導を行うこと。
 - (4) 車両については十分な整備及び点検を行うこと。
 - (5) 自動車の任意保険（同乗者保険も含む）に加入すること。
 - (6) 年度当初に、生徒や保護者に対してマイクロバス等の使用計画を示し、その際の対応等について十分に説明しておくこと。

※国土交通省資料（別紙参照）『国土交通省資料』「白ナンバーバスによる次の行為は法律で禁止されています。」省略